

○津山圏域資源循環施設組合情報公開条例施行規則

平成21年10月9日

津山圏域資源循環施設組合規則第18号

(目的)

第1条 この規則は、津山圏域資源循環施設組合情報公開条例（平成21年津山圏域資源循環施設組合条例第15号）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 津山圏域資源循環施設組合の情報公開に関する事項については、津山市情報公開条例施行規則（平成11年津山市規則第30号。以下「市規則」という。）を準用する。この場合において、市規則中「市長」を「管理者」に読替えるほか、必要な技術的読替えについては、管理者が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。